第五十二条第一項第六号を削り、同条第四項の表第一項第二号の二の項の次に次のように加える。

第一項第二号の三	三分の一に相当する額	百分の三十に相当する額を超えず、かつ、その百分の十五に相当する額を下らない範囲内で農林水産大臣が定める額
第一項第二号の五	三分の一に相当する額	百分の三十に相当する額を超えず、かつ、その百分の十五に相当する額を下らない範囲内で農林水産大臣が定める額

第五十二条第六項の表第一項第一号の項の次に次のように加える。

第一項第二号の三	三分の一に相当する額	百分の三十に相当する額を超えず、かつ、その百分の十五に相当する額を下らない範囲内で農林水産大臣が定める額
第一項第二号の五	三分の一に相当する額	百分の三十に相当する額を超えず、かつ、その百分の十五に相当する額を下らない範囲内で農林水産大臣が定める額

第五十二条の二第四項中「第八十七条の二第一項」の下に「若しくは法第八十七条の四第一項」を、「より災害復旧」の下に「又は突発事故被害の復旧（以下この項及び次条第二項において「災害復旧等」という。）」を加え、「当該災害復旧」を「当該災害復旧等」に改める。

第五十三条第二項中「第八十七条の二第一項」の下に「若しくは法第八十七条の四第一項」を加え、「災害復旧」を「災害復旧等」に改める。

第七十八条第一項第一号中「第六号の二」を「第六号の四」に改め、同項第六号の二中「除塩事業」の下に「及び土地改良施設の突発事故被害の復旧」を加え、「百分の九十（農林水産大臣が津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の規模等を勘案して定める基準に該当しない事業にあつては、百分の五十。第十二号において同じ。）」を「別表第三の三に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合」に改め、同号を同項第六号の四とし、同項第六号の次に次の二号を加える。

六の二　法第八十七条の三第一項の規定によつて都道府県が行う土地改良事業にあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に百分の五十を乗じて得た額に相当する額

六の三　法第八十七条の四第一項の規定によつて都道府県が行う土地改良事業にあつては、当該土地改良事業に要する事業費の額に別表第三の二に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額

第七十八条第一項第七号中「第十二号」を「第十三号」に改め、「掲げる割合」の下に「（以下この号において「国の補助割合」という。）」を加え、「当該割合」を「国の補助割合」に改め、同項第十二号中「除塩事業」の下に「及び土地改良施設の突発事故被害の復旧」を加え、「に百分の九十」を「に別表第三の三に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合（以下この号において「国の補助割合」という。）」に、「から百分の九十」を「から国の補助割合」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十一号の次に次の一号を加える。

十二　市町村が行う土地改良事業（法第九十六条の四第一項において準用する法第八十七条の四第一項の規定により行うものに限る。）にあつては、都道府県が当該土地改良事業に要する事業費の額に別表第三の二に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合（以下この号において「国の補助割合」という。）を超える割合を乗じて得た額を補助する場合におけるその補助に要する経費から国の補助割合を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額

第七十八条第二項の表沖縄県の項中「前項第六号」を「前項第六号の二　前項第六号の三　前項第六号の四」に、「別表第九」を「別表第三　百分の五十　別表第三の二に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合　別表第三の三」に、

別表第九　百分の七十五　百分の八十　別表第九の二

を

別表第五　百分の八十　別表第九の三

に、「前項第九号」を「前項第九号　前項第十二号　前項第十三号」に、

別表第五　百分の八十　別表第九の三

を

別表第十一　百分の五十　別表第三の二　別表第三の三　別表第四

に、「前項第七号」を「前項第六号の二　前項第六号の三　前項第六号の四　前項第七号」に、

別表第十一　百分の八十　別表第九の三

を

別表第五　別表第三の二に掲げる事業費の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合（以下この号において「国の補助割合」という。）　別表第三の三

に、「前項第九号」を「前項第九号　前項第十二号　前項第十三号」に、

別表第十三　別表第十二の二　別表第十二の三

を

別表第五　別表第三の二　別表第三の三

に、「前項第九号」を「前項第九号　前項第十二号　前項第十三号」に、

別表第十四

を

別表第十四　別表第十二　別表第十二の二

に改め、同表離島の項中「前項第七号」を「前項第七号　前項第十二号　前項第十三号」に、

別表第四

を

別表第四　別表第十二　別表第十二の二

に改め、同表奄美群島の項中「前項第七号」を「前項第七号　前項第十二号　前項第十三号」に、

別表第十三

を

別表第十三　別表第十二の二　別表第十二の三

に改める。